

議会のあり方調査特別委員会 政策等検討分科会 記録

開 会 年 月 日	令和 5 年 8 月 29 日
開 会 時 刻	午後 1 時 00 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 06 分
出 席 委 員 名	◎鈴木豊司 ○辻 孝記 大西要一 中村 功
	楠木宏彦 西山則夫 浜口和久 宿 典泰
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	奥野進司
協 議 案 件	1 政策立案・政策提言について
	2 予算・決算審査のあり方について
	3 議員の兼業（請負）規定について
	4 議会における規則について
説 明 員	奥野議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木会長が開会を宣告。その後、直ちに会議に入り、「政策立案・政策提言について」外3件を順次議題とし、協議を行い、分科会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

協議の内容

1 政策立案・政策提言について

前回の分科会において、政策立案・政策提言に向けた取組として確認をした、①議員、常任委員会委員長に意識改革、自己研鑽に関する通知を行い、政策立案・政策提言に向けた取組について依頼を行うこと、②議員研修については、議長と相談して進めることについて、会長から、議員及び常任委員会委員長等に対しての文書での要請については、資料1-1の通知案、「政策立案及び政策提言の実現に向けて（お願い）」で議会のあり方調査特別委員会委員長に通知の発出依頼をすること、議員研修については、資料1-2にあるような議員提案政策条例、議員の政策力に関する研修の実施を議長に申し入れていくことの説明があり、資料1-1について、楠木議員から文字の訂正の意見、また、鈴木会長から、議員は一般質問、質疑で政策提言をしていること、自己研鑽もしていることから、通知文書に配慮が欠けていた部分があるため、1ページ目、下から4行目、「議会における政策立案及び政策提言」を「その要綱に基づいた政策立案及び政策提言」に訂正すること、1ページ目最終行の「皆様方の意識改革と自己研鑽に努めていただき、」を削除することの提案があり、協議の結果、修正した上で依頼、申し入れすることを決定した。

2 予算・決算審査のあり方について

「質問の事前通告制」「常任委員会を再編成する方法」について協議を行い、「質問の事前通告制」については、実施するとなると、通告を作成するだけでかなりの作業量となるとの意見があり、見送ることとした。

「常任委員会を再編成する方法」については、大西委員から、資料「常任委員会（予算・決算審査分科会）の再編成」に基づき、常任委員会を3つから4つに変更すること、議長・監査委員も所属する全員参加とすること、委員は2つの委員会に所属すること、各委員会の定数12人・2年で交代すること、令和6年12月から試行し、次期改選以降本格実施とすることなどの説明があり、協議の結果、次回、再度協議することと決定した。

3 議員の兼業（請負）規定について

奥野議事係長から、弁護士相談の結果について、法令に違反しない限り、地域の実情に応じ、それぞれの自治体の判断、裁量により上乗せ規定（契約が無効になる、議員が失職となるような規制はできない）を置くことは可能なこと、上乗せ規定を置く場合、地域の実情、情勢を考慮して判断し、どういった理由でそうするのか、市民に説明できるように議会として考えをまとめる必要があることの説明があり、弁護士相談での内容も踏まえ協議を行い、西山議員からもう少し分かりやすい形にした方がよいとの意見な

どがあったが、会派に持ち帰り、次回、引き続き協議することとした。

4 議会における規則について

奥野議事係長から、「伊勢市議会事務局設置条例施行規程」及び「伊勢市議会議員政治倫理条例施行規程」の案について、資料3-1、3-2に添って、伊勢市議会事務局設置条例施行規程については、内部的な事務運営等について、指揮監督するために発令する「訓令」を、また、伊勢市議会議員政治倫理条例施行規程については、外部に公示する発令形式である「告示」を発令形式とすることなどの説明があり、発言もなく、議会事務局説明のとおり決定し、議会のあり方調査特別委員会全体会に報告することを決定した。

上記署名する。

令和5年8月29日

会 長